この現場は、令和7年3月新労務単価の対象です！

若者にとって、魅力ある業界であるために。
まじめに働く職人が報われるために。

行政と建設業界は今、新労務単価の引き上げが

（１）技能労働者への適切な水準の賃金支払い
- 適切な価格での下請け契約の締結
- 下請け企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金支払いを要請する
- 雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げ

（２）法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底
- 法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ下請け契約の締結
- 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させる

（３）若年入職者の積極的な確保
- 賃金引き上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保する

（４）ダンピング受注の排除

に結びつくよう一丸となって取り組んでいます。

≪参考≫

新労務単価は次のホームページから確認できます

（右のQRコードで携帯電話からホームページを見られます）

https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/kendo/sekisan-kijun/documents/20250301-tanka-kokai.pdf

（千葉県積算基準のページ、令和７年3月１日改定　3月改定単価データ（PDF））

船橋市が発注する土木工事の労務単価は千葉県積算基準に準拠しています

建設業フォローアップ相談ダイヤル

国土交通省では、新労務単価に関する情報のほか、建設業に関する様々な相談を受け付けている「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しています。

TEL ナビダイヤル ０５７０-００４９７６

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間10：00－12：00　13：30－17：00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

船　橋　市